



家計急変世帯等に対する 経済対策臨時支援給付金のご案内

- 令和6年1月以降に**予期せず家計が急変し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯**が対象となる給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 令和5年度、6年度経済対策臨時支援給付金を受給済の方は対象外です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

令和6年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯

申請が必要です

申請期限：令和6年10月31日（木）
消印有効

【申請書提出先】東広島市役所4階
東広島市臨時特別給付金相談窓口

詳しくは裏面へ



相談窓口：東広島市西条栄町8-29
東広島市役所4階
**東広島市臨時特別給付金
相談窓口**

駐車場は、市役所駐車場をご利用ください。
支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

予期せず家計が急変し、収入が減少したことにより
世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 必要書類を持参のうえ、窓口までお越しください。
- 必要な添付書類
 - ・ 収入（所得）見込額の申立書（指定様式あり）
 - ・ 現在の収入状況を確認できる書類
※給与所得者：令和6年1月以降の任意の1ヶ月の収入（給与明細等）
※事業所得者：令和6年1月から申請前月までの事業の収支明細
 - ・ 本人確認書類
※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面等）等
 - ・ 受取口座を確認できる書類
※通帳、キャッシュカード等



※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和6年1月以降で任意の1ヶ月収入×1.2倍）が市民税非課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安

単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137万8千円以下



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

東広島市臨時特別給付金コールセンター



0120-780-125（英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語対応）

受付時間 平日 8:30～17:15